訪問型サービス費（独自）

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）							
(1)週1回程度の場合	事業所対象者・要支援1・2 （1月につき 1,176単位）	−1/100	−1/100	×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	＋15/100	＋10/100	＋5/100
(2)週2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 （1月につき 2,349単位）						
(3)週に2回を超える程度の場合	要支援2 （1月につき 3,727単位）						
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）							
(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	事業対象者・要支援1・2 （1回につき 287単位）						
(2)生活援助が中心である場合 （一） 所要時間が20分以上45分未満の場合	事業対象者・要支援1・2 （1回につき 179単位）						
(2)生活援助が中心である場合 （二） 所要時間が45分以上の場合	要支援2 （1回につき 220単位）						
ト 訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2 （1回につき 163単位）						

ハ 初回加算	（1月につき ＋200単位）

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき ＋100単位）
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき +200単位）

ホ 口腔連携強化加算	（1回につき＋50単位（1月に1回を限度））

		注
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×245/1000） (2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×224/1000） (3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき +所定単位×182/1000） (4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×145/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）1 （1月につき ＋所定単位×81/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）2 （1月につき ＋所定単位×76/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）3 （1月につき ＋所定単位×79/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）4 （1月につき ＋所定単位×74/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）5 （1月につき ＋所定単位×65/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）6 （1月につき ＋所定単位×63/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）6 （1月につき ＋所定単位×63/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）6 （1月につき ＋所定単位×63/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）7 （1月につき ＋所定単位×56/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）8 （1月につき ＋所定単位×69/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）9 （1月につき ＋所定単位×54/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）10 （1月につき ＋所定単位×45/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）11 （1月につき ＋所定単位×53/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）12 （1月につき ＋所定単位×43/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）13 （1月につき ＋所定単位×44/1000） (5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）14 （1月につき ＋所定単位×33/1000）	所定単位は、**イ**から**ホ**までにより算定した単位数の合計

□：支給限度額管理の対象の算定項目

：「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。